

4 政 策

1 「健康寿命延伸都市・松本」をめざして

超少子高齢型人口減少社会の進展などの昨今の著しい社会環境の変化に対応したまちづくりを進めるため、総合計画（基本構想 2020、第 9 次基本計画）を平成 23 年 3 月市民との協働により策定しました。

この総合計画は、将来都市像の実現に向けて、「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりが一体となった総合的なまちづくりを、市民と行政との協働により進めていく計画としています。

(1) 基本構想 2020（平成 22 年 12 月定例会 議決）

ア 概 要

今回策定した構想は、松本市民がめざす将来の都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本目標を示し、主役である市民と行政とが協働して取り組む、まちづくりの方針としています。

イ 計画期間

平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

ウ 将来の都市像

健康寿命延伸都市・松本

エ まちづくりの基本目標

- ・ 誰もが健康でいきいきと暮らすまち（人の健康）
- ・ 一人ひとりが輝き大切にされるまち（生活の健康）
- ・ 安全・安心で支えあいの心がつなぐまち（地域の健康）
- ・ 人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち（環境の健康）
- ・ 魅力と活力にあふれにぎわいを生むまち（経済の健康）
- ・ とともに学びあい人と文化を育むまち（教育・文化の健康）

(2) 第 9 次基本計画

ア 概 要

基本構想で定めた将来の都市像の実現をめざして、市民との協働のまちづくりを進めるに当たり、わかりやすい施策体系をまとめました。

<特 徴>

- ・ 「健康」を「より良い状態を保つこと」と定義し、各分野の健康を推進する計画
- ・ 目的と手段の関係を明確にする計画
- ・ 施策を中心とした計画
- ・ 成果指標・目標値の設定による成果・目的志向型の計画
- ・ 市民、行政等の役割分担の一例を示すなど、わかりやすい計画

イ 施策体系

基本目標別に目的と手段の関係を明確にした施策体系です。

- ・ まちづくりの基本目標 6 目標

- ・ 政策の方向（まちの姿） 17 方向
- ・ 基本施策（個別目標） 55 施策
- ・ 計画推進にあたって 5 方針

ウ 計画目標

指 標	現状（H21）	目標（H27）
健康寿命（男性）	77.3 歳	77.6 歳
健康寿命（女性）	80.4 歳	81.1 歳
松本市での暮らしに満足している市民の割合	71.9%	70%台後半
松本市に暮らし続けたいと思う市民の割合	80.6%	80%台

(3) 第 10 次基本計画の策定について

ア 趣旨

普遍的な価値観「健康寿命延伸都市・松本」を、さらに前進させ、市民との共創により「生きがいの仕組みづくり」に取り組む、基本構想 2020 の後期計画として策定します。

イ 計画期間

平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

ウ 策定時期

平成 28 年度前半（予定）

(4) 地方創生の取組み

ア 松本版地方創生総合戦略

人口減少や地域経済の縮小に対応することを主眼におき、「生きがいの仕組みづくり」を基本目標に掲げ、平成 27 年 10 月に『「健康寿命延伸都市・松本」地方創生総合戦略』（平成 27 年度～31 年度）を策定しました。

（8 つの重点施策）

- ①健康・医療産業の創出・育成
- ②高次広範の観光戦略
- ③松本製品のブランド化
- ④新しい働き方・雇用の創出
- ⑤子どもが生まれ健やかに育つ環境づくり
- ⑥コンパクトな都市と賑わいの創出
- ⑦再生可能エネルギーを活用した暮らしと経済の活性化
- ⑧成熟型社会の都市基盤づくり

イ 地方創生事業の推進

「地域再生計画」の認定申請を行い、平成 28 年度に新設された「地方創生推進交付金」の活用を図って、地方創生の取組みを推進します。

ウ 進行管理と戦略の見直し

重要業績評価指標（KPI）による適切な進行管理と、必要に応じた松本版地方創生総合戦略の見直しを行います。

2 国土利用計画（松本市計画）

(1) 目的

国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、本市の土地利用の基本的事項に関する将来指針を定め、

総合的かつ計画的に均衡ある土地の利用と保全を確保することを目的に策定しました。

(2) 基本指針

土地は、人間が生活を営み、生産活動を行うための共通の基盤であるとともに、限られた貴重な資産ですので、公共の福祉及び防災性の向上を優先させた土地利用を図ります。

また、広域的視野に立って、宅地の供給、公共施設用地の確保などの都市的土地利用と、農地・森林の有効活用、自然環境の保全などの自然的土地利用との調和に配慮した総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

(3) 計画内容

ア 土地利用に関する基本構想

- ・ 基本方針
- ・ 利用区分別の基本方向
- ・ 地域類型別の基本方向

イ 利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

- ・ 利用区分ごとの規模の目標
- ・ 地域別の概要

ウ 目標を達成するために必要な措置の概要

- ・ 国土利用計画法等の適切な運用
- ・ 地域整備施策の推進
- ・ 防災対策の推進
- ・ 環境の保全・景観対策の推進
- ・ 土地利用転換の適正化 等

(4) 第2次松本市計画の策定

ア 計画策定 平成19年3月（平成19年3月13日議決）

イ 計画期間 平成19年度～平成28年度

ウ 松本市国土利用計画審議会により計画内容を審議

3 庁議の運営

(1) 機能

市政の円滑な運営を図るための庁内の最高協議機関としています。

(2) 定例庁議

原則毎月第1・3火曜日に開催。平成27年度開催回数23回

(3) 臨時庁議

必要に応じて開催。平成27年度開催回数5回

4 政策調整会議（平成28年度から政策戦略会議）の開催

(1) 趣旨

市長公約等の政策課題について、骨太の方針等を打ち出す場として開催しています。

(2) 当初会議

部局目標と市長公約の推進に関する課題の洗い出し等を行うため、年度当初に開催する会議

(3) 随時会議

スピード感を持って、タイムリーに政策課題に取り組むため、進捗状況の点検や骨太の取組方針等を協議するため、必要に応じて随時開催する会議

(4) 効果

トップ指示等のスピーディーかつタイムリーな実行、各種会議や個別レクチャー等をできる限り集約する事務の効率化

(5) 会議の構成

市長、副市長、政策部長、政策課長、事案に係る部局長、課長等

5 広域連合

(1) 名称 松本広域連合

(2) 設置年月日 平成 11 年 2 月 1 日

(3) 構成団体 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3 市 5 村 計 8 市村)

(4) 共同処理する事務

ア 松本地域の広域行政の推進に関する事務

イ 松本地域ふるさと基金を活用する事業の実施に関する事務

ウ 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務

エ 消防に関する事務

オ 火薬の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務

カ 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務

キ 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務

ク 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務

ケ 広域的なごみ処理の対応に関する事務

コ 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務

サ 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務

(ア) 地方分権に関すること。

(イ) 広域的な地域情報化に関すること。

(ウ) 広域的な保健福祉に関すること。

(エ) 広域的な観光振興に関すること。 等

6 広域行政

(1) 広域市町村圏

ア 圏域の名称 松本地域広域市町村圏

イ 指定年月日 昭和 46 年 7 月 15 日

ウ 構成市町村 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3 市 5 村 計 8 市村)

エ 面積 1,869.14 ㎡ (東西 52 km、南北 73 km)

オ 人 口 428,088 人（平成 27 年国勢調査数値）

(2) 圏域内の広域行政組織（松本市加入分）

ア 松本広域連合（前記 5 に記載のとおり）

イ 松本市・山形村・朝日村中学校組合（中学校の設置等に関する事務。1 市 2 村）

ウ 松塩筑木曾老人福祉施設組合（老人福祉施設の設置等に関する事務。3 市 3 町 8 村）

エ 安曇野市・松本市山林組合（山林の管理経営に関する事務。2 市）

オ 松塩地区広域施設組合（ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置等に関する事務。2 市 2 村）

カ 安曇野松筑広域環境施設組合（火葬場の設置等に関する事務。2 市 4 村）

キ 松塩安筑老人福祉施設組合（老人福祉施設の設置等に関する事務。3 市 5 村）

ク 安曇野・松本行政事務組合（広域排水路の維持管理等に関する事務。2 市）

7 行政評価

(1) 趣 旨

平成 14 年度に行政評価制度を導入し、主要な事務事業や基本施策に対する評価を実施してきましたが、導入後 9 年が経過し、また新たに第 9 次基本計画を策定したことから、市民の満足度の向上及び市政の透明性、信頼性の向上などの効果をより一層図るため、平成 24 年度から新たな手法による行政評価を導入し、市民本位の市政運営に取り組んでいます。

(2) 主な経過

平成 14 年度～ 事務事業評価を開始

第 3 者評価機関として、市民委員会を設置

平成 16 年度～ 施策評価を開始

平成 23 年度 新行政評価システム検討専門部会を設置し、見直しを実施

平成 24 年度 新たな方法による行政評価を実施（全事務事業を評価）（以後毎年実施）

(3) 行政評価の位置付け

P D C A における C 機能として、内部統制による「事業の選択と集中」の具現化を図るものです。

(4) 目的

ア 成果を重視した評価によって事務事業を明確にすることにより、総合計画の更なる推進、事務事業の効率的な実施等を図ります。

イ 事務事業の目的や成果を市民に公表することにより、行政の説明責任を果たします。

(5) 評価の視点

事務事業の評価の実施に当たっては、活動実績、コスト及び成果実績をもとに、必要性、妥当性、効果性の視点から評価を行います。

(6) 今後の取組み

行政評価によって検証した結果を、基本計画の進捗管理、政策推進方針、実施計画、予算等と連動させ、効果的な行政経営の基礎資料として活用していきます。

8 「健康寿命延伸都市・松本」の創造

(1) 趣 旨

超少子高齢型人口減少社会の進展を見据え、量から質へと発想を転換し、市民一人ひとりの「命」と「暮らし」を大切に考え、だれもがいきいきと暮らせるまちづくりに向け、「健康寿命」の延伸を目指すことを基本理念とし、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、健康を核とした、誰もが安全で安心して暮らせる、持続可能なまちづくりを進めるものです。

(2) 主な経過

平成 20 年 6 月 2 日	市長が 6 月議会定例会の提案説明で「健康寿命延伸都市・松本」の創造を表明
平成 21 年 3 月 25 日	市長が「市長が語る松本のまちづくり」において「健康寿命延伸都市・松本」の創造について講演
9 月 24 日	健康寿命延伸都市・松本の創造協議会を設置
11 月 4 日	「健康寿命延伸都市・松本」のロゴマークを決定
平成 22 年 12 月 15 日	「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像とした「松本市基本構想 2020」の議決
平成 23 年 1 月 7 日	「健康寿命延伸都市・松本」のロゴマークの商標登録完了
1 月 20 日	第 2 回「健康寿命延伸都市・松本」市民フォーラムを開催
平成 24 年 3 月 6 日	平成 23 年度第 3 回健康寿命延伸都市・松本の創造協議会において、実践事例集（案）の内容を協議
7 月 1 日	「健康寿命延伸都市・松本」の創造実践事例集（第 1 集）を発行
平成 25 年 3 月 6 日	「第 1 回健康寿命をのぼそう！アワード」において自治体部門厚生労働大臣優秀賞を受賞
3 月 11 日	第 3 回「健康寿命延伸都市・松本」市民フォーラムを開催
3 月 14 日	「健康寿命延伸都市宣言」が議決
5 月 1 日	「健康寿命延伸都市宣言」イベントを実施
平成 26 年 6 月 17 日	新たなキャッチコピー「美しく生きる。」を追加
平成 27 年 10 月 20 日	「健康寿命延伸都市・松本」地方創生シンポジウム開催

(3) 今後の取組み

パンフレットの活用とロゴマーク使用の推進により、理念の一層の普及に努めるとともに、「市民歩こう運動」に続く具体的な取組みとして、「まちづくり」の観点からの取組みを進めます。

9 ユニバーサルデザインの推進

(1) 趣 旨

誰もが安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方を市の施策や事業に取り入れるとともに、松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を策定し、総合的・庁内横断的に推進しているものです。

(2) 主な経過

平成 17 年	2 月 24 日	松本市ユニバーサルデザイン庁内検討委員会を設置
	12 月 15 日	松本市ユニバーサルデザイン基本方針を策定
平成 18 年	11 月 30 日	松本市ユニバーサルデザイン推進市民懇談会を設置
平成 19 年	7 月 13 日	松本市ユニバーサルデザイン基本指針策定委員会を設置
	8 月 25～26 日	第 1 回全国ユニバーサルデザイン市区町村シンポジウムを開催
平成 20 年	5 月 26 日	松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を策定
平成 28 年	6 月 3 日	松本市ユニバーサルデザイン推進会議を設置

(3) 今後の取組み

まつもとユニバーサルデザインネットワーク研究会と連携し、松本市ユニバーサルデザイン推進会議を活用しながら、さらに市民意識の醸成、意識啓発を図っていきます。

10 松本暮らし定住化促進事業

(1) 趣 旨

団塊世代をはじめとする各世代の交流人口の拡大を図るとともに、「健康寿命延伸都市・松本」の創造に代表される本市の魅力をベースにあらゆる分野での市内各地域の特性を発揮し、首都圏等から本市への定住化を促進しているものです。

(2) 主な経過

平成 18 年	7 月	庁内に総合相談窓口及びプロジェクト会議を設置
平成 19 年	5 月	市民等による「ふるさと・まつもと応援団」を設立 「松本暮らしセミナー」を開催（東京）
	10 月	関係NPOが主催、全国自治体参加によるふるさと暮らしなどを支援する「ふるさと回帰フェア 2007（東京）」に参加
平成 20 年	5 月	「松本暮らしセミナー」開催（東京・大阪）（以後毎年）
平成 21 年	9 月	ふるさと回帰フェアに参加（東京・大阪）（以後毎年）
平成 22 年	10 月	長野県主催のセミナーに参加（東京）（以後、大阪・名古屋等に参加）
平成 27 年	3 月	松本移住お試しツアーの開催

(3) 今後の取組み

本市のきめ細かい情報提供・情報発信、個別相談会の定期的な開催の継続等を通じて、誠意ある対応に努め、本市への誘引を促進していきます。

11 新卒 I J U ターン定住化促進事業

(1) 趣旨

東京圏に居住し、就職期にある大学 3 年生を対象に、本市の魅力・暮らしや仕事のに関する情報を発信し、本市での就職・定住に繋げることを目的とするものです。

(2) 主な経過

平成 27 年	6 月	東京の 3 大学のキャンパスでセミナーを開催
	8 月	松本暮らしツアーを開催
平成 28 年	1 月	東京神田町コミュニティスペースでセミナーを開催
	3 月	第 2 回松本暮らしセミナーを開催

(3) 今後の取組み

協力大学を広げ、過年度参加の学生（参加時 1、2 年生）も含め、市内企業の就職情報の提供といったフォローアップをし、本市への就職、定住に繋げていきます。

12 地元県議会議員との懇談会の開催

(1) 目的

当面する、市政の重点事業に対する課題及び懸案事項について意見交換を行うため、地元県議会議員との懇談会を開催しました。

(2) 懇談会

毎年、春と秋の 2 回開催

13 過疎及び辺地対策

(1) 目的

過疎及び辺地の自立支援を目的に、計画策定及び進行管理等を実施しました。

(2) 主な実施内容

- ア 松本市過疎地域自立促進計画（平成 28～32 年度）の策定
- イ 松本市過疎地域自立促進計画（平成 22～27 年度）の進行管理
- ウ 松本市辺地対策総合整備計画（平成 28～30 年度）の策定
- エ 辺地に係る総合整備計画（平成 25～27 年度）の進行管理
- オ 過疎及び辺地に係る各年度の起債申請

14 信州まつもと空港

(1) 趣 旨

信州まつもと空港の、利用しやすいダイヤ編成や 2 次交通アクセスの充実、既存路線の充実や国内・国際線の新規路線の開設について、国や県等に積極的に要望するとともに、地元市として活性化に取り組みます。更に、札幌線、福岡線を活用した都市間交流という新たな視点も加え、就航先都市における誘客活用や地元利用促進に積極的に取り組みます。

(2) 施設概要

種類・等級	第3種・C級	滑走路	2,000m×45m
位置	松本市大字空港東	エプロン	小型ジェット機用3バース、小型機用 11バース
面積	約60ha	駐車場	330台
着地帯	2,120m×150m	対象機種	ERJ170・175型旅客機等

(3) 主な経過

- 平成 6年 7月 26日 ジェット化開港、記念行事開催
- 8年 11月 15日 初の国際チャーター便（松本～釜山）就航（17日まで）
- 10年 7月 20日 ジェット化開港以来の利用者100万人を達成
- 16年 7月 1日 「信州まつもと空港」の愛称使用を開始
- 13日 ジェット化開港以来の利用者200万人を達成
- 12月 19日 信州まつもと空港活性化懇談会を開催（県知事、松本市長、塩尻市長）
- 17年 8月 30日 「信州まつもと空港の運用時間の変更について」事前協議を開始
- 19年 10月 5日 長野県議会が「公共交通対策特別委員会」を設置
- 21年 11月 30日 JALの平成22年6月1日以降、信州まつもと空港発着3路線の撤退と、JAL撤退3路線の内、札幌線、福岡線の運航をFDAが引き続く方向での検討を公表
- 22年 3月 12日 長野県議会2月定例会で現行の運用時間を30分延長し、6月1日から8.5時間とすることを議決
- 6月 1日 JAL撤退後、FDAが札幌線、福岡線を就航
- 7月 23日 FDAが4号機の色をグリーンに決定
- 23年 6月 1日 FDA就航1周年記念セレモニー
- 7月 15日 FDAネーミングライツお披露目、4号機観光大使任命
- 9月 15日 FDA就航10万人達成セレモニー
- 10月 1日 FDAスポンサー支援事業（ヘッドレストカバー1社、機内誌8社）
- 24年 2月 4日 鹿児島～松本の国内チャーター便運航
- 10日 松本～鹿児島の国内チャーター便運航
- 6月 30日 エアポートシャトルバス運行開始
- 9月 16日 「鹿児島市・松本市文化・観光交流協定」締結
- 27日 FDA就航20万人達成セレモニー
- 25年 2月 10日 鹿児島チャーター便運航をFDA要請
- 6月 1日 FDA就航3周年記念セレモニーを実施
- 7月 25日 福岡線復便化に係るFDAとの協議（長野県、塩尻市、松本市）
- 10月 1日 長野県副知事が、JAL日本航空を訪問（大阪線の再開を要請）
- 26年 1月 22日 JALが大阪線の夏期限定便の再開を公表
- 3月 19日 稚内市長が松本市に表敬訪問（稚内チャーター便）
- 7月 26日 ジェット化20周年記念セレモニー
- 8月 1日 JAL大阪線の運航を1カ月限定で再開
- 27年 3月 29日 FDA福岡便が復便化（記念セレモニー開催）

6月1日 FDA就航5周年記念セレモニー

7月21日 ジェット化開港以来の利用者300万人を達成

(4) 利用者の推移

利用状況（単位 利用者：人、利用率：％、貨物量：kg、就航率：％、チャーター便含む）

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
利用者	97,594	63,484	57,576	80,207	75,537	76,614	85,017	96,885	107,538
利用率	63.4	58.9	54.7	58.1	65.3	69.6	75.7	73.9	61.8
貨物量	15,642	6,922	5,939	867	0	0	0	0	0
就航率	95.5	95.5	95.7	97.3	97.9	98.4	96.9	97.5	97.8

(5) 今後の取組み

県と連携し、定期就航路線の維持に向けた全県的かつ具体的な空港利用促進策の実施、利用率の向上と大阪便の定期便化に係る国や地元との協議、環境基準を超える航空機騒音が認められた場合の必要な対策及び地元協議で要望を受けた環境整備等への誠意ある対応、今井地区における振興策及び県営野球場等体育施設建設の早期実現について、取組みを進めていきます。

15 シティプロモーションの推進

(1) 趣 旨

松本市の基本理念に基づく様々な魅力を内外に発信することにより、地域づくりや地域の活性化を図ることを目的とした、松本市独自のシティプロモーションを進めます。

(2) 主な取組み

- ア 松本市政の市内外への情報発信
- イ 超広域観光・広域観光の推進
- ウ 観光戦略の見直し
- エ 城下町松本再生プロジェクト
- オ 各部局と連動した情報戦略の立案・実施

16 国際交流の推進

(1) 趣 旨

松本市を訪れる外国人旅行者の中で、最多の割合を占める台湾でのトップセールスを推進し、特に有望な高雄市と覚書を締結したことから、様々な交流を進めるものです。

(2) 主な経過

- 平成26年 3月 松本市長トップセールス（高雄市、台南市等）
- 5月 高雄市国際旅行博出展
- 10月 松本市長トップセールス（高雄市）
- 平成27年 5月 高雄市国際旅行博出展

- 7月 健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書締結
- 10月 中学校のインターネット交流の開始
- 11月 高州市を訪問し「ふれあい健康教室 in 高雄」を開催するなど健康・福祉分野の交流を実施

(3) 今後の取組み

- ア 行政間の取組みとともに、市民や企業等による幅広い交流を目指します。
- イ 高州市とのチャーター便造成を働きかけるなど、信州まつもと空港の国際化を目指します。

17 広報

区分	回数	規格	部数・内容	28年度 予算(千円)
広報まつもと	毎月1回(1日)	A4版平均29頁	90,650部・全世帯配布	43,480
〃(点字版)	毎月1回	〃平均31頁	点字の読める視覚障害者への広報ダイジェスト版	670
声の広報	毎月1回	カセットテープ	点字の読めない視覚障害者への広報ダイジェスト版	480
テレビ放送	年8本	30分番組	市政の概要、課題、できごと、お知らせを放送するもの	6,810
	年20本	5分番組		
ラジオ放送	週2回	15分番組	市政の概要、課題、できごと、お知らせを放送するもの	3,420
	年28本	5分番組		
	週5日、1日2回	1分番組		
松本市行政チャンネル	毎日	24時間	市政ニュース、市長記者会見、議会中継など	12,580
市政ニュース	年1本	25分DVD	その年の主なできごと	760

(回数等は平成27年度実績)